

答 申 第 84 号

平成 31 年 2 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成 30 年 11 月 12 日付け諮問第 76 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の期間に実施機関が受理した特定の私立各種学校からの文書及びこれに関する実施機関の回答や対応に関する文書

## 答 申

### 第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書の非公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が、その存否を明らかにしないことを理由として非公開決定をした公文書に係る実施機関の判断は妥当である。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

平成 30 年 7 月 13 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

#### 2 実施機関の決定

平成 30 年 7 月 27 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。

#### 3 審査請求

平成 30 年 8 月 16 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 審査請求の対象文書

本件審査請求の対象公文書は、特定の期間における特定の私立各種学校に関

する次の文書である。

- (1) 特定の私立各種学校が提出した平成 30 年度私立各種学校の状況調査に係る文書（以下「本件対象公文書 1」という。）
- (2) 特定の私立各種学校が任意に情報提供した文書及びそれに関する実施機関の対応等の文書（以下「本件対象公文書 2」という。）

## 5 諮問

平成 30 年 11 月 13 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、特定の期間に実施機関が受理した特定の私立各種学校からの書類の公開を求める。

### 2 審査請求の理由

非公開の根拠となる条例第 6 条第 6 号のいずれの項にも理由の根拠が認められない。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書及び口頭による理由説明において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

### 1 本件対象公文書 1 について

本件対象公文書 1 は、実施機関が所管する私立各種学校の状況を把握するため、毎年提出を求めている文書であり、私立各種学校の生徒定員、入学希望者

数、生徒数、学級数、納付金、教職員数、理事長・校長の経歴等の報告のほか、文部科学省からの照会事項である学校評価・情報公開の実施状況等について報告を求めるものである。

本件公開請求があった時点では、私立各種学校からの報告内容の確認ができておらず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったため、条例第6条第6号に該当するとして全部を非公開とした。しかし、本件審査請求があった時点では、当該報告内容の確認ができていたことから、改めて公開できる部分を検討したところ、同条第1号及び第2号に該当する部分以外は公開できることから、非公開理由を変更することとし、審査請求人に対して弁明を行った。当該弁明を受けて審査請求人から、弁明だけでは変更内容が不明で意見を述べることができないとの主張があったため、審査請求人の反論等の機会をより明確にするため、平成30年12月5日、本件対象公文書1のうち同条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定を行い、後日、審査請求人に対して公開を実施した。

本件対象公文書1において、同条第1号に該当する部分は、特定の私立各種学校の校長及び同校を運営する学校法人の理事長の生年月日、当職以外の主な職業、教育歴及び教員免許の有無、同校校長の自宅の住所及び電話番号並びに同校の担当者の氏名が記載されている部分であり、同条第2号に該当する部分は、学校法人の決算書類のうち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表の小科目の金額及び注記に関する情報が記載されている部分である。

## 2 本件対象公文書2について

私立各種学校は、他の学校種に比べ法令等の規制が少なく、自由度の高い学校種であり、所轄庁である実施機関に対し報告が義務付けられている事項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に定める届出事項以外にほとんどない。そのため、特定の私立各種学校か

ら実施機関への任意の報告文書やそれに関する実施機関の対応文書が存在するのは、当該私立各種学校に重大な事案が発生するなど、特殊な事情がある場合に限定される。

本件対象公文書2は、当該私立各種学校において重大な事案が発生した等の特殊な事情を前提としているものであるから、当該文書の存否を答えることは、当該特殊な事情の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせる。

実施機関が、私立各種学校に対して適切な指導、助言及び支援を行うためには、当該学校からの積極的な情報提供が前提となるが、当該情報が記録されている文書の存否を明らかにした場合、今後、当該学校から速やかに的確な情報提供を得られなくなるおそれがあるため、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

また、当該文書の存否を明らかにした場合、当該私立各種学校で重大事案が発生したことが容易に推測でき、誤解や憶測を生み、偏った学校評価につながっていくことが十分に予見される。よって、当該私立各種学校の名誉、信用、社会的評価が損なわれ、事業活動における正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。

したがって、本件対象公文書2の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当する。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書1に係る本件処分について

本件処分のうち、本件対象公文書1については、平成30年12月5日に、実施機関が条例第6条第1号及び第2号に該当する部分を除いて公開する決定を行い、審査請求人に通知していることから、既に実施機関において同条第6号

に該当するとした本件処分のうち、本件対象公文書1に係る部分を取り消しているものと認められる。

よって、審議会は、本件対象公文書1に係る本件処分の妥当性を判断しない。

## 2 本件対象公文書2に係る本件処分について

### (1) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2は、特定の私立各種学校が実施機関に任意に情報提供した文書及びそれに関する実施機関の対応等の文書である。

私立各種学校は、学校教育法第1条に定める学校とされておらず、同法及び私立学校法に定める届出事項以外に、所轄庁である実施機関に対し報告が義務づけられている事項がないことを鑑みると、特定の私立各種学校から実施機関へ任意の情報提供があった文書等が存在するのは、特定の私立各種学校に重大な事案が発生するなど特殊な事情がある場合に限定されるとの実施機関の説明は、首肯しうるものと認められる。

### (2) 本件対象公文書2に係る条例第9条の該当性について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるとしている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

上記(1)のとおり、実施機関において本件対象公文書2が存在していること

は、特定の私立各種学校において重大な事案が発生するなど特殊な事情が発生していることを示すこととなるため、実施機関において当該文書が存在しているか否かを答えることは、特定の私立各種学校において特殊な事情が存在するという事実を明らかにすることと同様の結果を生ずることになる。そして、私立各種学校において重大な事案など特殊な事情があることは、通常、私立各種学校の評価を低下させるものであることから、特殊な事情があることを明らかにすることは、私立各種学校の正当な事業活動を害するおそれがあるものと認められる。

また、実施機関が私立各種学校に対して適切な指導、助言及び支援を行うには、私立各種学校から任意に情報提供がなされる円滑な協力態勢をとる必要がある。しかるところ、実施機関において私立各種学校の評価を低下させる性質を有する情報の有無が明らかになるのであれば、私立各種学校から任意の情報提供を得るための円滑な協力態勢をとることができなくなり、実施機関において私立各種学校に対する適切な指導、助言及び支援を行うための事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件対象公文書2は、その存否を答えるだけで条例第6条第2号及び第6号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 11 月 13 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 11 月 26 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 30 年 12 月 6 日	・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 12 月 17 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 31 年 1 月 21 日 第 2 部会 (第 69 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 31 年 2 月 14 日 第 2 部会 (第 70 回)	・ 審議
平成 31 年 2 月 22 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 河 端 亨

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子